

概要 保育士等給与改善事業

1 趣旨

保育士等の確保及び就業継続を図るため、保育士等の給与改善に要する経費を補助する。

2 補助対象施設・学校・事業所（以下「施設等」という。）

処遇改善等加算の認定を受けた下記の施設等

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 小規模保育事業所
- (4) 事業所内保育事業所
- (5) 家庭的保育事業所
- (6) 居宅訪問型保育事業所

3 補助対象職員

1日6時間以上かつ月20日以上勤務する下記職員

- (1) 保育士
- (2) 保育教諭（幼保連携型認定こども園において、幼稚園教諭の普通免許状又は保育士資格のどちらかを有しており、特例により保育教諭となる者を含む。特例は令和7（2025）年3月31日まで）
- (3) 幼稚園教諭（幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園において、給付費上の職員定数に算定できる職員に限る。）
- (4) みなし保育士
※条例の規定により保育士とみなされる、保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭及び市長が幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
- (5) 保育士資格を有する園長、校長、管理者、その他市長が認める者
※幼稚園教諭普通免許状を有する副園長、教頭は（2）又は（3）となる。（給付費上の職員定数に算定できる職員）

4 補助対象経費

職員の給与改善に要する経費 1人当たり月額3万円を上限額とする。

※給与改善に伴い増加する法定福利費の社会法人等負担分を経費に含めることができる。

法定福利費を経費に含めた場合の例：保育士受給額26,000円、法定福利費4,000円、計3万円

5 スケジュール（令和5年度（2023）分補助金の申請・交付等）

- | | |
|-------------|--|
| 2023年5月中旬 | 交付申請書・請求書配布 |
| 5月24日 | 交付申請書・請求書データ提出締切
市職員確認後、紙提出（期限はメール時に指定） |
| 6月末 | 補助金交付（概算払い）
（最大で2023年4月～2024年2月分。園の希望月数分を概算払いする。） |
| 2023年11月中旬頃 | 中間実績報告依頼（支払なし） |
| 12月下旬頃 | 中間実績データ等締切 |
| 2024年2月下旬頃 | 変更交付申請書・実績報告書・差額請求書配布 |
| 4月上旬頃 | 変更交付申請書・実績報告書・差額請求書提出締切 |
| 5月末日 | 3月分の支給を含めて補助金精算（2023年4月～2024年3月分） |